

(趣旨)

第1条 本規程は、一般社団法人岩手県ハンドボール協会（以下「本協会」という）定款第23条に規定する役員（理事・監事）に関する事項について定める。

(理事・監事の資格)

第2条 理事及び監事は、本協会の社員の中から選任する。ただし、社員の過半数の同意が得られるときは、社員以外の者から選任することができる。

(選任等)

第3条 選任等、役員改選には、役員選考委員会を設置する。

2 役員選考委員会は、副会長、常務理事及び監事から3名、各連盟等加盟団体及び各カテゴリーから選出された代表1名、市町村協会から選出された代表1名から組織する。

3 役員選考委員会の委員長は、委員の互選により選出する。

4 役員選考委員会は、理事及び監事候補者を選出する。

(規程の改廃)

第4条 この役員規程の改廃は、理事会の決議に基づきこれを行う。

附則 本規程は、令和7年（2025年）4月1日より施行する。